

総合防災訓練を実施しました

問 危機管理室 危機管理班
☎(内線)3782

風水害に対する備えを強化するため、6月21日に下箕輪消防訓練場で総合防災訓練を実施しました。

当日は、線状降水帯による豪雨が断続的に発生しているという想定で、町民皆さんによる自主防災組織のほか、インフラ関連企業や県警、国土交通省、陸上自衛隊、在日米陸軍といった防災関係協力団体、町消防団や町消防など約1,500人が参加し、多くの訓練が行われました。また、昨年度に発足した外国籍住民による「多言語機能別消防団」も初参加し、「応急収容所開設」で通訳を行うなど、実践的な訓練に取り組みました。



補給品受領訓練 (在日米陸軍航空大隊、防災士、多言語機能別消防団、町消防署)



応急収容所開設訓練
(多言語機能別消防団、防災士、町民ボランティア)



ダム緊急放流運動訓練
(国土交通省関東地方整備局相模川水系
広域ダム管理事務所、箕輪区、角田区)



災害廃棄物排除訓練
(陸上自衛隊第4施設群)



負傷者後方医療搬送訓練 (県警航空隊)

非常用持ち出し袋や備蓄品を用意しましょう

必要な物や数は家庭によって異なるため、事前の確認が必要です。
賞味・使用期限などを定期的に点検しましょう。

☑ 非常用持ち出し袋チェックリスト

◆貴重品

- ☐ 現金
- ☐ 印鑑
- ☐ 健康保険証
- ☐ 身分証明書
- ☐ 携帯電話
- ☐ 通帳・証券類

◆応急医療品、避難用具

- ☐ 救急用品(ばんそうこう、消毒液など)
- ☐ ヘルメット(防災頭巾)
- ☐ ステッキなどの探り棒
- ☐ 懐中電灯
- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ スリッパ
- ☐ 軍手

◆感染症対策用品

- ☐ マスク
- ☐ ウエットティッシュ
- ☐ 手指消毒液
- ☐ 体温計

◆飲料・食料・生活用品

- ☐ 飲料水
- ☐ 非常食(缶詰など)
- ☐ 筆記用具
- ☐ タオル
- ☐ 生理用品
- ☐ 雨具
- ☐ モバイルバッテリー
- ☐ 毛布

◆乳児がいる場合

- ☐ 粉ミルク
- ☐ 哺乳瓶
- ☐ おむつ

◆高齢者がいる場合

- ☐ 介護用品
- ☐ 常備薬
- ☐ 流動食

◆ペットがいる場合

- ☐ 飲料水・食料
- ☐ キャリーケース
- ☐ トイレシート



水道メーターの取り替え工事を行います

計量法の規定に基づき、有効期限の近づいた水道メーターの取り替え工事を、町が委託した給水装置工事事業者が実施します。工事事業者は水道事業所発行の受託証を携帯しています。

問 水道事業所 工務班
☎(内線)3483

●工事期間 7月下旬～令和8年3月上旬

世帯ごとの工事予定日は、事前に工事事業者からチラシでお知らせします。

●工事費用 水道メーターの取り替え工事は無料です。

ただし、水道メーターから宅内側で漏水などの修理箇所が発見された場合、その工事費用はお客さまの負担となります。

漏水の修繕は町の指定工事事業者で

水道メーターから宅内側の漏水修繕は、お客様のご負担で、町の指定を受けた工事事業者に依頼していただく必要があります。

町ホームページで指定工事事業者か確認してください。

お客様ご負担による漏水修理となります



町ホームページ
「水道の工事について」



指定工事事業者で修繕をすると、漏水分の水道料金の一部を減額できる場合があります。修繕が完了したら、水道事業所へ報告するよう、業者にお伝えください。

国民年金保険料 免除・納付猶予申請の お知らせ

問 国保年金課 国保年金班 ☎(内線)3379



町ホームページ
「納付が困難な時は」

国民年金の第1号被保険者(厚生年金などの被保険者でも、その方に扶養されている配偶者でもない方)で、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料納付が免除、一部納付または納付猶予となる制度があります。申請方法など詳しくは、町ホームページをご覧ください。か国保年金課へお問い合わせください。

申請は原則として毎年度必要です

令和6年度(令和6年7月～令和7年6月)に免除・猶予が承認された方でも、令和7年度(令和7年7月～令和8年6月)に引き続き承認を希望する場合は、申請をお願いします。

申請時点の2年1カ月前までさかのぼって 申請ができます

過去2年間に保険料の未納がある方は申請してください。申請をせずに未納のままにしておくと、将来、年金が受給できなくなることもあります。

申請に必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 来庁する方の身分証明書
(健康保険証など、顔写真付きでない場合は2点以上必要です)
- 失業などを理由とする場合は、次のいずれか
 - 雇用保険被保険者離職票 ● 雇用保険受給資格者証
 - 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ● 辞令(公務員だった方)
 - 退職証明書および町民税・県民税税額変更通知書
(特別徴収から普通徴収に切り替わった証明)
- 免除を希望する方と来庁する方の世帯が違う場合は委任状

申請が必要な方

- 令和7年度に新規に承認を受けたい方
- 令和6年度に承認され、次に該当する方
 - 令和7年度以降の継続審査を希望しなかったが、引き続き承認を受けたい
 - 一部納付を承認された
 - 失業など特例により承認された
- 納付猶予承認中に50歳になった方
(平成28年6月以前は、30歳未満の期間が対象)

申請できない方

- 国民年金任意加入被保険者の方
- 学生の方
(学生納付特例制度をご利用ください)



お祭りの季節！ 各行政区の盆踊りなどのスケジュール

天候などにより、中止・変更(順延)となる場合があります。詳しくは各行政区(自治会)へお問い合わせください。

川北区	8月16日(土)	川北青少年広場	上熊坂区	未定	未定	桜台団地区	7月27日(日)	桜台団地公民館
宮本区	8月23日(土)	半原神社境内	熊坂区	9月20日(土)	県央愛川農協中津支所駐車場	春日台区	7月26日(土)	プロムナード・春日台会館前
原臼区	8月16日(土)	半原小学校校庭						
両向区	8月 9 日(土)	両向区児童公園	下谷八菅山区	9月13日(土)	下谷青少年広場			
細野区	8月 9 日(土)	中細野児童公園	二井坂区	7月19日(土)	二井坂児童館			
田代区	8月 2 日(土)	田代小学校校庭	桜台区	7月12日(土)	桜台青少年広場			
角田区	7月26日(土)	角田児童館	半縄区	7月26日(土)	半縄公民館			
三増区	7月26日(土)	三増児童館広場	坂本区	7月12日(土)	坂本児童館			
箕輪区	7月26日(土)	下箕輪農村公園	六倉区	7月12日(土)	六倉児童館			
小沢区	8月 2 日(土)	小沢児童館	大塚区	7月26日(土)	大塚児童館			

行政区・自治会に加入しましょう

問 住民協働課 協働推進班 ☎(内線)3243

災害などの、いざというときに、地域の助け合う力を発揮するためには、日頃から言葉を交わし合っ、顔が見えるご近所関係を築いておくことが重要です。地域に住む皆さんとの触れ合いの和を広げるために、ぜひ行政区・自治会に加入しましょう。加入希望などの問い合わせは、地域の行政区・自治会役員へご連絡ください。

耐震・バリアフリー・省エネ改修をした住宅の 固定資産税を減額します 申告(適用)期限 令和8年3月31日

問 税務課 資産税班 ☎(内線)3279



耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅が、次の要件を全て満たす場合に、翌年度の固定資産税を減額します。申告をお考えの方は、**必ず工事前に**お問い合わせください。

町ホームページ
「耐震・バリアフリー・省エネ改修をした住宅の固定資産税を減額します」

住宅耐震改修工事

居住部分(1戸当たり120㎡まで)にかかる固定資産税の2分の1(長期にわたり良好な住宅として、行政庁が認定する、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2)を減額します。

- 昭和57年1月1日以前に完成していた住宅
- 現行の耐震基準に適合した改修工事
- 自己負担額が50万円を超える
- 令和7年1月1日～12月31日に行われた改修工事



バリアフリー改修工事

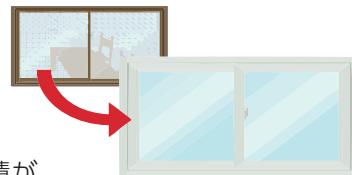
居住部分(1戸当たり100㎡分まで)にかかる固定資産税の3分の1を減額します。

- 次のいずれかの方が居住している
 - 65歳以上の方
 - 要介護認定または要支援認定を受けている方
 - 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方
- 改修工事の完了時点で、新築日から10年以上経過している
- 自己負担額が50万円を超える
- 改修後の建物の床面積が50㎡以上280㎡以下(賃貸部分を除く)
- 令和7年1月1日～12月31日に次のいずれかの工事が行われた
 - 廊下の拡幅
 - 引き戸への取り換え
 - 階段の勾配の緩和
 - 浴室の改良
 - トイレの改良
 - 手すりの取り付け
 - 床の段差の解消
 - 床表面の滑り止め

省エネ改修(熱損失防止)工事

居住部分(1戸当たり120㎡分まで)にかかる固定資産税の3分の1を減額します(認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2)。

- 工事により改修した箇所が、現行の省エネ基準に適合する
- 平成26年4月1日以前に完成していた住宅
- 次のいずれかにより自己負担額が60万円を超える
 - 断熱改修に係る工事費が60万円超
 - 断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超
- 改修後の建物の床面積が50㎡以上280㎡以下(賃貸部分を除く)
- 令和7年1月1日～12月31日に次のいずれかの工事が行われた
 - 窓の断熱改修工事(二重サッシ化など)
 - 窓の断熱改修工事と併せて行った床・壁・天井の断熱改修工事



交通ルールを守って 夏を楽しく安全に 夏の交通事故防止運動 7月11日(金)～20日(日)

県ホームページ
「各季の交通安全運動」



問 住民協働課 交通防犯班 ☎(内線)3245

夏の行楽期を迎えるこの時期は、人流や交通量が増加することに加え、解放感による悪質な運転などの増加が懸念されることから、町民一人一人が交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通安全の徹底を図る運動を行います。

運動の重点

- 安全運転意識の向上
- 子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 飲酒運転の根絶



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

問合せ先: 神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室
電話: 045-210-4961 FAX: 045-210-8854

ともに生きる

「ともに生きる社会かながわ憲章」
ポータルサイト



第8回 線引き見直しに伴う 都市計画審議会を開催します

問 都市施設課 都市計画班 ☎(内線)3444

現在、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」などの都市計画を見直す第8回線引き見直しを行っており、その都市計画の案について審議するため、愛川町都市計画審議会を開催します。

- 日時 7月30日(水) 午前10時から
- 会場 町役場2階 201会議室
- 議題 第8回線引き見直しについて
- 傍聴席数 5席

●傍聴申し込み

傍聴希望の方は、当日午前9時45分までに会場前に集合してください。希望者数が傍聴席数を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。

趣味や生きがい、探しましょう!! 町文化協会会員募集

問 文化協会事務局(スポーツ・文化振興課内)

☎(内線)3633

✉ spobun@town.aikawa.kanagawa.jp

今年はフラダンス、和太鼓の2団体が新たに加盟し、短歌、将棋、マジックなど計12団体が、文化会館や公民館などで文化活動を行っています。

現在、各団体では新規会員を募集しています。この機会に、新たな趣味を始めてみませんか?町外在住の方でも入会できます。また、文化協会では、新規団体の入会の相談も随時お受けしています。

各団体の連絡先などは、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ
「愛川町文化協会」

所属団体	活動内容
みなかみ短歌会	月1回の定例研修会・新春歌会など
愛川町吟詠連盟	月2回の詩吟教室・発表会など
愛川町民謡協会	会ごとの練習、年1回の民謡発表会など
愛川華道協会	流派ごとの華道稽古、年1回の華道協会展など
愛川町将棋愛好会	月3回の定例将棋戦、親睦行事、大会、教室など
愛川町歌謡協会	年2回の歌謡発表会など
愛川茶道協会	流派ごとの茶道稽古など
マジック愛川クラブ	イベントでのマジックの披露
神奈川ふだん記	機関紙「やまゆり」の編集・発行
マイカイアロハ	週2回程度のレッスン・イベントでの発表
愛川清流太鼓	月3回の和太鼓親子教室・イベントでの発表
よさこいダンスチーム Funny	よさこいダンスの練習・イベントでの発表



マイカイアロハ



愛川清流太鼓

町の公用車に掲載する広告を 募集します

問 管財契約課 管財班 ☎(内線)3263

町の財源確保や企業の活動支援のため、町の公用車に掲載する広告を募集します。ぜひご活用ください。

- 掲載場所 広告主が作成する広告マグネットシール(最大でA2サイズ)を、車両の左右側面に貼り付けます。



- 車両台数 20台

- 広告掲載料 1台当たり年額12,000円
(広告作成費用は広告主負担)

- 注意事項 風俗営業や政治・宗教活動、意見広告、個人の宣伝、公序良俗に反するものなどは掲載できません。

- 申込方法 7月31日(木)までに申込書を管財契約課へ(郵送の場合は必着)。応募多数の場合は抽選となります。

- 掲載期間 10月1日(水)から1年間



町ホームページ
「町公用車に掲載する
広告を募集します」